

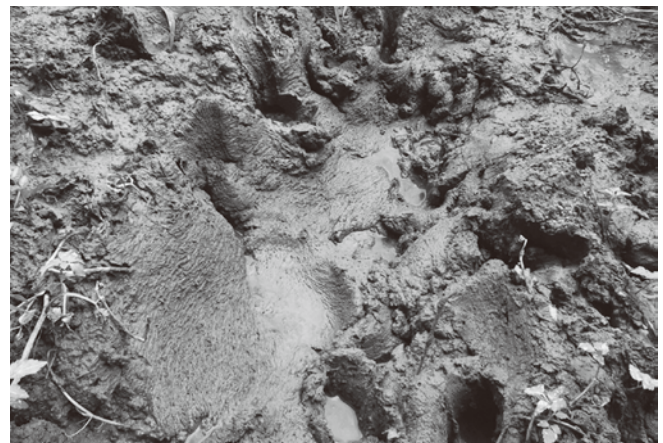
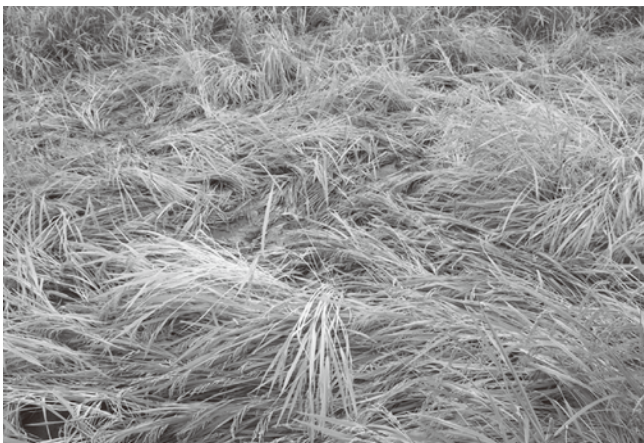


風と大地

第24号

庄内町農業委員会

平成29年2月5日



酉年なのに
イノシシ!?



昨年庄内町で初めてイノシシによる水稲被害が発生しました。

県の統計によると内陸地方では、平成26年度で約二千万円の農業被害が発生しており庄内町にもいづれ来るものと予想されていましたが、残念なことに現実となりました。

今回の被害は、立谷沢で水稲刈取前に部分的に稲がなぎ倒されたもので、農業共済組合が圃場に残された足跡で猪被害と判断しました。県外では、猪の頭数が増えると広範囲の倒伏稲にハクビシンなどの有害鳥獣が稲穂を食べ収穫量が激減する事例がありました。

被害圃場の対策として、県や町の補助を受けながら電気柵の設置を計画しているそうです。

写真は、今回の被害農家の承諾を得て、庄内農業共済組合より提供を受けました。さらに今後の鳥獣被害への注意喚起として、被害状況がわかりやすい山形市農業委員会よりお借りしたものです。

農業者等との意見交換会

後平道男

庄内町農業委員会では、去る12月2日、余目町農協 憧夢苑において、農業委員会主催による農業者との意見交換会を開催した。

昨年4月1日に農業委員会法が改正され、その中で、農業委員会は『農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならぬ』としている。

そのためには地域の状況、情勢把握が必要となるが、今回、その一環として、農業者、具体的には庄内町認定農業者の会の役員の皆さんとの話し合いの場を設け、意見交換会となった。

農業を取り巻く環境がますます厳しく、TPPが成立しなくても次はFTA、また農政の一大転換となる30年問題など、様々な課題が山積する中で、今回の話し合いのテーマについては、農業委員会で事前に絞り込み、「農業の担い手確保・育成について」とした。

冒頭、座長を務めた農業委員会若松農政部長から、テーマに沿った話し合いの論点として、三つの課題が挙げられ、一つは、「人口減少、少子高齢化の中で農業に限らず担い手は必然的に減少すること。」二つめは、「農業経営の継承問題。」三つめは、「庄内町での農地集積と営農類型による担い手確保の課題。」等々が示された。

まさに今、農地をどうするかは喫緊の課題であり、それらをふまえると担い手の問題が大きな課題となる。さらに、担い手の減少が農業経営の継承を危うくし、農地集積では様々な制度が重複しているため、色々な問題を引き起こしている。

現在、庄内町の認定農業者の平均耕作面積は約7ha。その経営体が離農した場合、経営面積が一気に流動化し、だれが引き継ぐか大きな問題となっている。

農業者からの声でも、「最近面積10haの人が亡くなり、大面積のため、上手く地域内で受けることが難しかった。」現在、個別で集積し大面積となっている人は、他でやめる人が出ても、これ以上受けることが困難になっている。「将来は法人化、会社組織で運営して行かねばならないのではないか。」と話した。

また、「農家の現実には、会社勤めも含めての農家経済となっており、それぞれ個別の農業経営の判断もある。」「家業としての農業、それだけでやって行けるのか。」「農業を経営にかえて行かないと継承できない時代となった。」「今以上に担い手をバックアップする仕組み制度の充実を。」など色々な意見が出た。

このように今回の話し合いの中でも、農業従事者の減少や高齢化、担い手不足等が一番懸念されている。農地をこれから5年後、10年後、どう

するか。地域の農業者、農地所有者自ら「将来の農地の使い方」を決めることが求められており、その合意形成活動の中心として農業委員会の果たす役割が大きくなっている。農業委員会は、今後も農地利用の最適化、担い手確保などに向け、関係機関と協力をして取り組みを進めます。

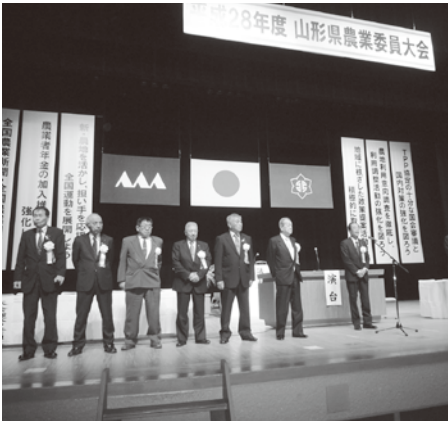


平成28年度山形県農業委員大会に参加して

佐藤 正志

10月28日に新庄市民文化会館において、平成28年度山形県農業委員大会が開催されました。県内各市町村から農業委員が集まって盛大に行われた今大会では、今直面している問題について、県内3地区より3議案が提出され、議案第1号を農業委員会庄内地方協議会を代表して、庄内町農業委員会会長が提案しました。全ての議案は満場一致で原案のとおり可決されました。

今回の「決意表明」は、南陽市農業委員会会長である沼部



清伸氏より「農地利用の最適化に向けた農業委員会活動の強化について」と題して、今取り組んでいる活動方針、取り組みの内容など事例発表がありました。

今回の大会は、農業委員会の役割と農業委員としての立場を再認識する大会になったと思っております。

また、大会の冒頭において、農業会議会長表彰が行われ、庄内町農業委員会会長阿部一弥氏が永年勤続功労により表彰されました。

農地を相続したとき

農地を相続したときは、農業委員会に届出が必要です。届出に必要なもの

- ・印鑑（認印）
 - ・相続登記が済んだことを証明する書類（登記完了証、登記識別情報通知等）
- *酒田市や鶴岡市など、庄内町以外に農地を所有する場合は、それぞれの農業委員会に届出が必要です。

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞

週刊
月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

農業者年金

ちょっとお得なお話し！
～国民年金付加年金～

農業者年金に加入している方は国民年金の付加年金加入でちょっとお得な年金を受け取ることができます。

加入すると月額400円を国民年金保険料に加算して納付します。受給時には納付月数×200円の金額を毎年、老齢基礎年金に加算して受給できます。付加年金制度は2年間で掛金の元が取れる終身年金です。

例) 30歳から60歳まで付加年金をかけた場合(30年間=360ヶ月)

総掛金/
400円(月額)×360ヶ月=144,000円
受給年額/
360ヶ月×200円=72,000円

農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局またはJA各支店まで

庄内町農業委員募集

農業委員の選任の方法が、法律の改正によりこれまでの選挙制及び選任制から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。次期の農業委員になるには、農業者等から推薦を受ける方法と、自ら応募する方法があります。また、農業者でなくても農業委員に応募することができます。

- 1 募集人数 19人
- 2 任期 平成29年7月17日から平成32年7月16日まで(3年間)
- 3 報酬 年額239,000円
- 4 主な業務 農地に関する相談業務
農地の権利移動や転用に係る許認可業務
担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止業務等
- 5 応募の資格 農業に関する知識を有し農業委員の職務を適切に行うことができる方で、次のいずれにも該当しない方
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 6 応募方法
次の推薦書または申出書を農業委員会に提出してください。
○農業者等から推薦を受ける場合：庄内町農業委員会委員候補者推薦書
○募集に応募する場合：庄内町農業委員会委員候補者応募申出書
*用紙は農業委員会、本庁舎総合案内、立川支所係、清川出張所、立谷沢出張所に備えてあります。また、庄内町ホームページからダウンロードできます。
*募集期間の中間と期間終了後に、推薦した方、推薦を受けた方及び応募した方に関する情報を、庄内町ホームページにおいて法令に基づき公開します。
- 7 募集期間 平成29年2月6日(月)から平成29年3月3日(金)まで
- 8 提出・問い合わせ 〒999-7781 庄内町余目字町132番地1
庄内町農業委員会事務局 電話番号0234-42-0172

編集後記

「アメリカがクシヤミをすると日本が風邪を引く」こんな言葉が生まれたのは何時の頃だろうか？。次期大統領となるトランプ氏が就任演説でどのような内容を表明するのかわかりませんが、選挙戦ではTPP交渉からの離脱を表明してきました。それをきっかけに、日本どころか世界が揺れています。アメリカが次に出してきたのは日本とのFTA(二国間貿易交渉)でした。さらに、EPA(日本欧州連合貿易交渉)が最近にぎやかになってきました。

トランプ氏はFTAで強硬に日本に攻めてくると見られ、EPAでも「TPP同等もしくはそれ以上の内容での交渉」という、メディアの報道があります。日本という小さな国にFTAという龍とEPAという虎が狙いを定めているような気がしてなりません。皆で注視しているようではありませんか。

編集委員(農政部会)

部会長 若松 忠則
副部会長 高橋 聡

阿部 一弥
村井 さと
後平 道男
阿部金一郎
齋藤 隆
齋藤 智幸
佐藤 正志